

岩国市監査告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

## 令和2年度第1回財政援助団体等監査結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

公の施設 岩国市観光物産交流センター

指定管理者 アクティオ株式会社

所管部署 産業振興部観光振興課

### 3 監査の実施期間

令和2年12月22日から令和3年1月12日まで

### 4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、当該公の施設の管理に係る指定管理者の出納その他の事務の執行が、基本協定書等の内容に沿って適正に行われたか、また、所管部署の指定管理者に対する指示が適切に行われているかを着眼点として、主として令和元年度の出納事務について、事前に指定管理者及び所管部署に必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行うことにより実施した。

### 5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和元年度の出納その他の事務事業の執行処理状況については、その目的に沿って、おおむね適正に行われていると認めた。